

第18回

読谷村農業委員会会議録

第18回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和4年2月25日（金）			
開催時刻		14時00分 開会 15時30分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者6名 欠席者4名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	欠	9番	真栄田 武	欠
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況 出席者7名 欠席者1名					
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		欠	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		1番 伊波 正景 8番 知花 毅			
事務局職員	局長 新垣 功 係長 當山 元進				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第2号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第8号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程9	議案第9号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について

事務局

令和3年度第18回読谷村農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員の出席状況について報告いたします。議席番号4番、與久田一徳委員と議席番号5番、比嘉健二委員、議席番号7番、知花 竜委員、さらに議席番号9番、真栄田 武委員の4名の方から欠席するとの連絡を受けております。それと、推進委員の津波 宏委員のほうも欠席ということでの連絡を受けております。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び読谷村農業委員会会議規則第11条に規定される会議の成立要件である過半数の出席が認められましたので、本総会が成立していることを御報告申し上げます。

議事進行につきましては、比嘉会長にお願いいたします。

議長

それでは早速、これより第18回読谷村農業委員会総会を始めることにしたいと思います。

- 日程1. 会長諸般の報告 —
- 日程2. 会議録署名委員の指名について —
- 日程3. 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

それから毎回申し上げていることですが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に向けて、可能な限り総会時間をできるだけ短縮するため、現地確認は事前に済ませております。また、現地確認の地区担当委員の意見及び航空写真も添付されておりますので、審議の際は御参考にしていただきたいと思います。では議事を進行したいと思います。

日程4の報告第2号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

では議案書2ページをお開きください。

報告第2号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がありました。これは報告ですので、質問がなければ進行してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

では進行したいと思います。

次に日程５の議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書４ページをお開きください。

議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては本日の現地調査は省略し、質疑、採決を行ってまいります。

では、これより審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した委員のほうから意見を述べていただきたいと思います。

比嘉推進委員

比嘉光雄でございます。事務局と一緒に現場を確認いたしました。適正に管理されていて耕作されている畑でした。

議長

今、比嘉委員のほうからは、農地も適正に管理されていて、何ら問題はないということでの意見でございました。この件に関してはほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。

先ほどの比嘉推進委員のほうからは許可相当の御意見でありました。では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号１番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。

次、受付番号２番についてお願いしたいと思います。

比嘉推進委員	航空写真のほうでは、2番は2ページですね。先ほど言った読谷国道バイパスの東側でございまして、隣は菊の集荷場がありまして、とても急勾斜となって木も生い茂っていて、拝所なんかもあったところです。本人もそこにいて片付けしておりました。現に耕作準備作業の確認もしておりますので、とてもいい方向になっていっていると思いますので、許可相当で私はいいいと思いますので、皆さんの御検討をよろしくお願いいたします。
議長	現地を確認した比嘉光雄委員のほうからは、許可相当の御意見であります。この件に関して、ほかの委員からの御質疑等がありましたらお願いしたいと思います。 （「はい」の声あり）
議長	では、質疑を終結してこれより採決を行います。 受付番号2番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。 次に、日程6の議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書15ページをお開きください。 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略し、質疑、採決を行ってまいります。 では、これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員より説明をお願いします。

上地推進委員	上地です、写真の3番を見てください。この地域は住宅地に囲まれた第一種低層住居専用地域であり、共同住宅を建築する計画があるため、許可基準適合表をクリアすれば問題はないということで、その用地のほうも道に面してありますので、何ら問題はないということで許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した上地推進委員のほうからは、何ら問題もなく許可相当の御意見であります、この案件に関してほかの委員からの御質疑等がありましたらお願いしたいと思います。
議長	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので、進行したいと思います。
	では、質疑を終結してこれより採決を行います。
	受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。
	次の審議に入ります。受付番号2番は、まず現地調査をした委員のほうから御質疑をお願いしたいと思います。
知花推進委員	現地確認意見書7ページと、地図では4ページを御覧いただきたいと思います。そして許可基準適合表、これも御覧いただきたいのですが、意見としては、周囲は住宅地域であります。第一種低層住宅専用地域であって、宅地造成のための転用計画でありますので、許可基準適合表をクリアすれば問題ないです。許可基準適合表を見ましたら、都市計画課へ未提出の状況になっています。議案をいただいてから地主の比嘉さんに電話しました。実はこの地域は私が8年ぐらい耕作していた地域でして、地主に実はこういう状況になっているけどと言ったら、今月はこの都市計画への提出は難しいと。来月にしか出せないというふうなことをお聞きしました。

議長	知花委員のほうからは、不許可相当の御意見でよろしいですか。
知花推進委員	今までの例としてはクリアしていないから駄目だということですよ。でも来月は出しますということでコメントはいただきました。こういう状況でも農業委員の皆さん方で、それを信じて許可するかどうかは皆さんのほうで結論を出していただきたいということです。いずれにしても今月は間に合わないということです。
議長	ほかの委員から御質疑ありましたら。
委員（８番）	このような場合に、例えば都市計画と同時申請をしたとするとときに、逆にこの総会を開くまでにある程度の、例えば都市計画の審査が終わっていなければ基準的には駄目なんですか。ちゃんと調整中であるということでこれは審査基準としては、事務局としてはちゃんと申請は出されているという判断に立っているんですか。ここら辺の判断基準はどういうふうになっていますか。
事務局	説明します。都市計画課としては中身を確認させてほしいということで、申請だけでは駄目になります。ただ、都市計画課のほうの中身がある程度見て、おおむねオーケーですねというときには丸にしています。また都市計画課として、最終的な結論というのは起案をして課長まで決裁をもらうところが都市計画課としての最終的な判断にはなるんですけれども、何度か業者さんとやり取りをしていて、都市計画課としてはクリアできるような内容であれば調整がほぼ終わっているということで丸にはしています。提出の有無だけでなく、提出しても場合によっては全く中身が伴っていないくて持ち帰らせることもあるそうなので。
委員（８番）	例えばじゃあ、都市計画課の審査はある程度する。しかし、その中で実際、例えば資金面での問題で銀行からの承諾というものも皆さん見ているよね。そうしたときに、ほかの造成計画とか、そういったものは完備されているんだが、どうもそれが届いていないといったときはどういう話ですか。

事務局	これというのは資金の件。資金の資料が提出されていなかったら、ほかの法令は丸であったとしても一番上の資金及び信用がバツになりますので、そのときには許可基準適合表がバツになります。都市計画課がどのように判断するか分からないが、農業委員会として県に進達する際にそれを裏付けるための資料がないとやはり確認できないということで、他法令ではなくて、農地法上のクリアしなければならぬものがバツだということになってしまいます。
知花推進委員	これは幾つかに区画して進入道路も造って、そして転売してやるというふうなことだから、そういう人たちをやるために今回の農業委員会へ申請を出したと思うんですよね。ですので、資金計画云々に関しては、聞いたら2、3ぐらいの区画はもう既に売れているよというふうな話はしましたけれども、これは飛び飛びの枝番になっていますよね。ほかにもまだあるわけですね。今後の予定としても。だからそういうことを含んで、審議してほしいと思います。
事務局	今回は地主が膨大な面積に手を加えるのに必要な、都市計画課への必要な手続が現段階で行われていないということでバツになっています。総会資料をつくったのが21日です。今日も確認したが、まだ出ていません、なのでバツになっています。
知花推進委員	来月だそうです。どうにかしてくれんかと言ったけど、駄目ですと言われました。
議長	今の地区担当の知花推進委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされればよろしいという理解ですけれども、お互いのこの判断としては、許可基準適合表にバツがついている以上は、これまで不許可相当で決定してきたんですけれども、その方向で審議してよろしいですか。 （「はい」の声あり）
議長	では進行したいと思います。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に日程7の議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書16ページをお開きください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても航空写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略し、質疑、採決を行ってまいります。また、発言の際は名前を述べてから御意見をお願いしたいと思います。

ではこれより審議に入ります。受付番号1番について現地を確認した、波平は比嘉推進委員、御意見をよろしくお願いします。

比嘉推進委員

番号1番は、航空写真の5ページをお願いします。先週申請地を確認したんですが、返還された軍用地跡利用計画が支障なければ問題ないんですが、許可基準適合表を見たらバツがついているので、今日現在の状況はどんなですか、事務局お願いします。

事務局

説明いたします。こちら、都市計画課にも確認したんですが、返還された軍用地跡地地区計画が制定されております。地区計画が制定される場所に何かしらの建物を建てる際には、建築確認を受けるのに、地区計画に関係する手続を取らないと建築許可が下りないことに建築基準法上で定められているということになっております。今日現在でも都市計画課のほうに地区計画に関係する手続が提出されていませので、こちらはバツのままとなります。以上です。

比嘉推進委員

分かりました。じゃあ不許可相当でお願いします。

議長

ただいま、現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは、許可基準適合表が今日現在でクリアされていないことをもって、不許可相当の御意見がありまして、事務局からの意見も都市計画課との調整ができていないということで、不許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員からの御質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号2番について、現地を確認した、これも波平ですので比嘉推進委員、お願いします。

比嘉推進委員

豊彦です。受付番号2番も1番と同様、返還跡地利用計画に支障がなければ問題はないということですが、これも許可基準適合表を見ればバツがついているが、これも1番と同じ条件です。不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは不許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員の御意見もお願いしたいと思います。

委員（8番）

返還軍用地跡地の地区計画という話なんです、我々もこの地区計画のエリアがどういうふうに設定されているかも分かっていないんですよ。そこら辺の情報提供を農業委員の皆さんにもお願いして、僕がなぜ最初はバツがついているかといったら、3年以内の分割であって、3年前の要項を準用しているのかなと思ったんだけど、先ほどの説明の地区計画という話だったら、そのエリア区域を

どこまで持っていかれているか、この返還軍用地の中。ぜひ情報の提供をしていただきたい。

事務局

そうですね、この地域において地区計画がどの範囲か、これは地図でありますので、そちらは次回の総会の際には提供して範囲をお示しできたらと思います。

議長

今の知花委員の質問に対して、事務局のほうから返還跡地の地区計画についての説明を次回から添付をするということですね。

ほかに御質疑ないでしょうか。進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

では、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は、御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号3番について、現地を確認した、これも比嘉推進委員でよろしいですか。

比嘉推進委員

豊彦です。受付番号3番は、航空写真の6ページを御覧ください。現地を確認したんですが、これは以前、隣に住宅が出来ている間に転用届けがあります。これも許可基準適合表をクリアすれば問題はないんですが、これもバツがついているが、今日現在もバツということで不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦委員のほうは、この件につきましても不許可相当の御意見であります。ほかの委員の御質疑がありましたら。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですので、では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号3番は、御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号4番と5番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まず現地を確認した上地推進委員。

上地推進委員

航空写真の7ページを開けてください。これは都屋の袋地ということで、この赤い印が通路になります。その奥のほうに今現在アパートを建築中のものと今からやろうとしているものがあるということです。これは未指定地域ということで周辺も住宅地になっているんだけれども、この通路が地役権設定ということで、建築するときこの道がないと建築できないというんだけど、道がないんだけど奥のほうにどうしても造りたいと、利用するためには奥の道を権利設定しないといけないということで、これをちょっと事務局のほうから説明してほしいと思います。

事務局

こちら、この航空写真7番を見ていただきたいんですけども、去年の9月か10月ぐらいに申請が上がった件です。手前に写してある現地の写真の奥のほうに足場が組まれています。こちらに賃貸住宅を2棟建てて、そちらに至る道として地役権を設定するという権利設定がありました。そのときに許可は下りました。年末に下りたんですが、奥の土地を今回譲り受ける喜瀬さんが当時は許可を受けただんですけども、所有権を奥の土地を一度に移すのではなくて、この阿波根さんの土地に対してしばらくの間は共有しておうちを建てていくと。いずれは阿波根さんから喜瀬さんに全部移していくという計画になったと。そうすると、地役権の設定があったんですけども、銀行のほうで融資を当時は認めていたんですが、手前の土地にも地主として阿波根さんが共有で残るならば、阿波根さんも地役権を設定しないとできませんということになったということで、それで改めて手前のほうに当時は喜瀬さんだけの権利設定だったん

ですが、喜瀬さんと阿波根さんの両名で地役権を設定することになったということで、こういう申請になりました。地役権を設定するには喜瀬さんと阿波根さんの両名の名前が載っていて、それに県知事の印鑑が押されたものがないと地役権の設定ができないというふうになったということでしたので、今回書類を作って提出、申請手続きというふうになっています。

この許可基準的適合表のほうでマルがついているところの説明も併せてします。今回500平方メートルを超える手続になっております。このマルになっているのは開発、いじる土地の形質変更をする手続に関しては、前回許可をもらったときに既に許可は下りています。今回は新たに地役権の設定をするだけなので、特に都市計画課への書類の追加の手続は必要ないということの確認が取れておりますので、ここもマルという形になっております。

上地推進委員

以上、事務局が説明しているとおり、以前申請したが以上のような権利設定の変更のため申請したということです。許可基準適合法もマルなので、許可相当でお願いしたいと思います。

議長

現地を確認した上地推進委員のほうからは許可基準適合表もクリアして問題ないということで、許可相当の御意見です。ほかに委員からの御意見、御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

では異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番は、御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号5番についても許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号6番については、先ほど審議をしました第4条の受付番号2番と関連しております。第4条の受付番号2番は不許可相当で進達することが決定しておりますので、本案件も不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号7番について、現地を確認した高志保ですかね、知花推進委員、お願いいたします。

知花推進委員

航空写真の8ページで、これは読谷西部の土地改良区内で整地された土地です。住宅としての転用することは問題ございません。

議長

確認した知花推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。それに関連する委員のほうからの御質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので進行します。

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号7番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号8番について、現地を確認した伊波委員。

委員（１番）	伊波です。航空写真の９ページ、９番を見てください。上地さんと事務局と私で現地を調査しました。周辺は住宅地で隣接への進入路も確保されているんですけども、許可基準適合表がバツが４つもついていますので、事務局お願いします。
事務局	８番の今回転用申請があるところは、写真にありますように農地性があるということで、地目も畑ですので、214平方メートルが転用申請となっております。ただしここは、写真のほうであるように、この赤枠のすぐ隣、南側にちょっと青でくくってあるところがあります。この土地も使いつつ、全部で３筆、この議案書のほうにもありますように３筆を使って宅地造成の計画です。計画では３区画プラス進入路という形での転用計画、造成計画となっております。面積が718.61平方メートルになります。500平方メートルを超える開発行為に当たりますので、都市計画課への確認が必要なんですけれども、今日現在まだ提出されていないということです。許可基準適合表がバツのままとなっております。以上です。
委員（１番）	不許可相当で。
議長	不許可相当ですね。ただいま伊波委員のほうからは、許可基準適合表が今日現在でまだ調整ができなくてバツが出ておりますので、不許可相当の御意見であります。この意見に関してほかの委員からの御質疑等がありましたらお願いしたいと思います。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしですので、進行したいと思います。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号８番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号８番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号９番について、現地を確認した屋宜委員から御意見

をお願いします。

委員（２番）

９番については、申請地は用途地域で住宅が多くてよく建っているということから、住宅として利用することに問題はないです。許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当をお願いします。

議長

屋宜委員のほうからは、許可基準適合表もクリアして何ら問題はないということで、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号９番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号９番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程８の議案第８号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書19ページをお開きください。

議案第８号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

ただいま議案第８号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。この議案につきましては議案第７号、農地法第５条で審議した案件と関連するものでございますので、さきの審議内容と照らし合わせて審議を行いたいと思います。まず、受付番号１番と２番は関連しておりますので、一括して審議に入ります。こちらは議案第７号 農地法第５条の受付番号３番と関連しており、さきの審議で不許可相当で進達することとなっております。両案件は関係しておりますので本案件についても不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号 2 番についても、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 2 番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号 3 番と 4 番は関連しておりますので、一括して審議を行います。こちらは議案第 7 号、農地法第 5 条の受付番号 4 番、5 番と関連しており、さきの審議で許可相当で進達することとなっております。両案件は関係しておりますので、本案件についても許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 3 番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号 4 番についても、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 4 番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号 5 番について知花推進委員に御意見を伺いたいと思います。

知花推進委員

現地確認者意見書の 8 ページにありますように、西部地区でも平屋建てから 2 階建てに変更する場所ですので、問題はございません。以上です。

議長

知花推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号５番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号５番は許可相当で進達することに決定しました。

次に日程９の議案第９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書21ページをお願いいたします。

議案第９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。

議長

ただいま議案第９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので、進行します。

では質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

これで、日程1から日程9まで全ての審議を終了しました。議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

皆さんの御協力の下に第18回総会は無事終了しましたので御礼を申し上げます。この後の確認事項、連絡事項については事務局のほうからお願いします。これにて閉会いたします。